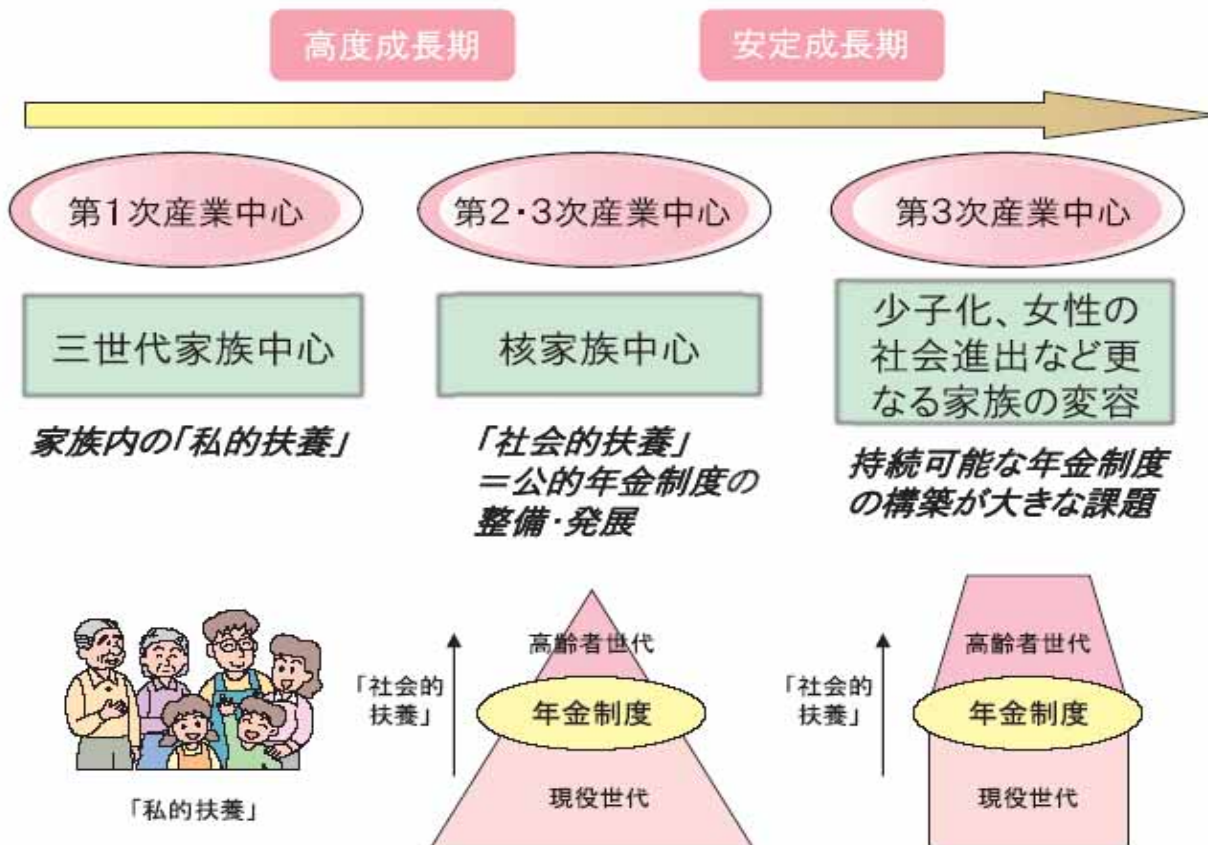


4 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

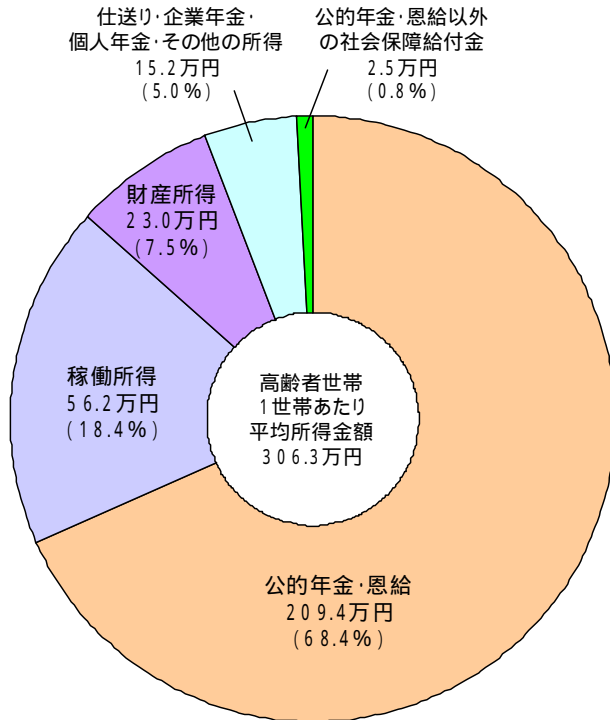
産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行している状況下において、従来のように家族内の「私的扶養」により高齢となった親の生活を支えることは困難となっていることから、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となる。公的年金制度は、このような「社会的扶養」を基本とした仕組みとなっている。



(2) 公的年金制度の役割

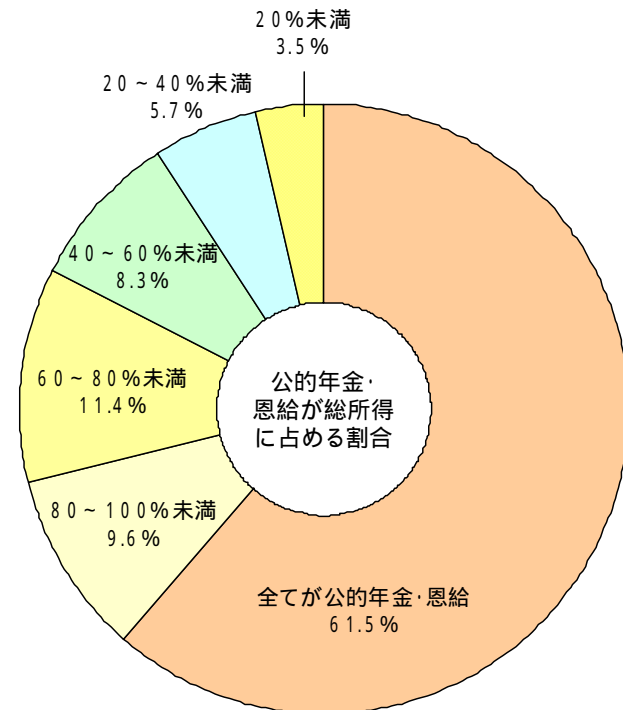
年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、公的年金制度は我が国の老後の所得保障の主柱であり、国民生活に不可欠の存在となっている。

年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

また、家計消費の2割が年金の地域もあるなど、我が国のマクロ経済に占める位置も大きい。

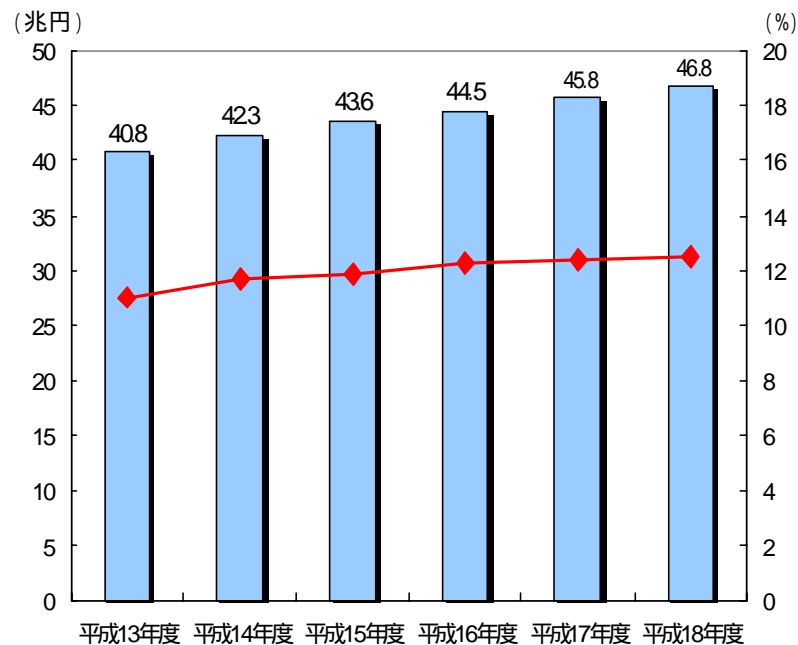
地域経済を支える役割

- 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

| 都道府県名 (高齢化率) | 対県民所得比 | 対家計最終消費 支出比 |
|-----------------|--------|----------------|
| 島根県 (27.1%) | 15.2% | 22.4% |
| 高知県 (25.9%) | 15.4% | 18.4% |
| 愛媛県 (24.0%) | 14.5% | 20.8% |
| 山口県 (25.0%) | 13.7% | 22.7% |
| 長崎県 (23.6%) | 14.2% | 21.0% |
| 鳥取県 (24.1%) | 14.7% | 18.1% |
| 岡山県 (22.4%) | 13.7% | 19.8% |

年金総額は47兆円。対国民所得比12.5%

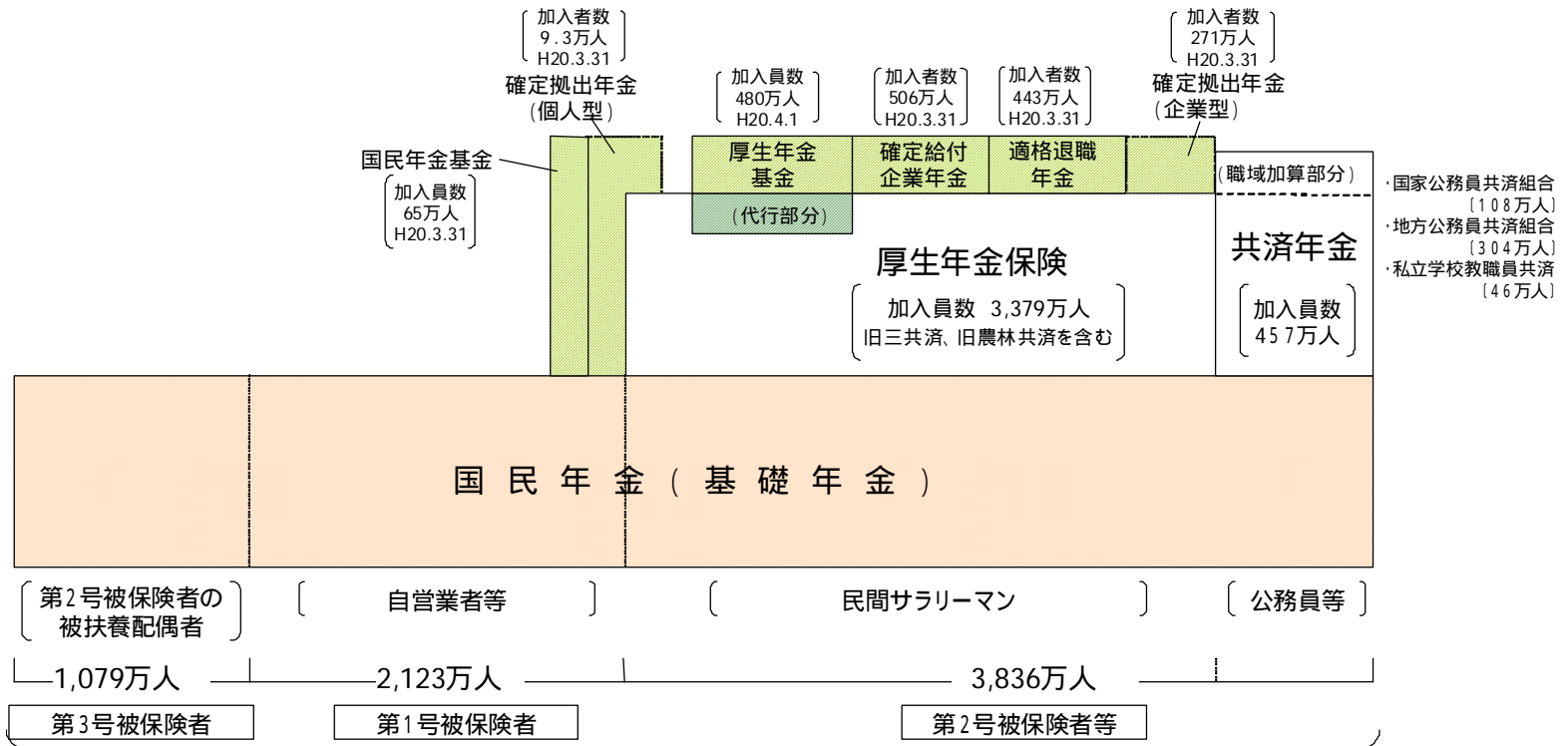


(資料) 社会保険事業の概況 (社会保険庁)

(3) 公的年金制度の制度体系

- 我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。
- 民間被用者や公務員は、これに加えて厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受け取ることとなる。
- このほか、個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金に加入することができる。

(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)

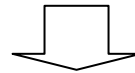


厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

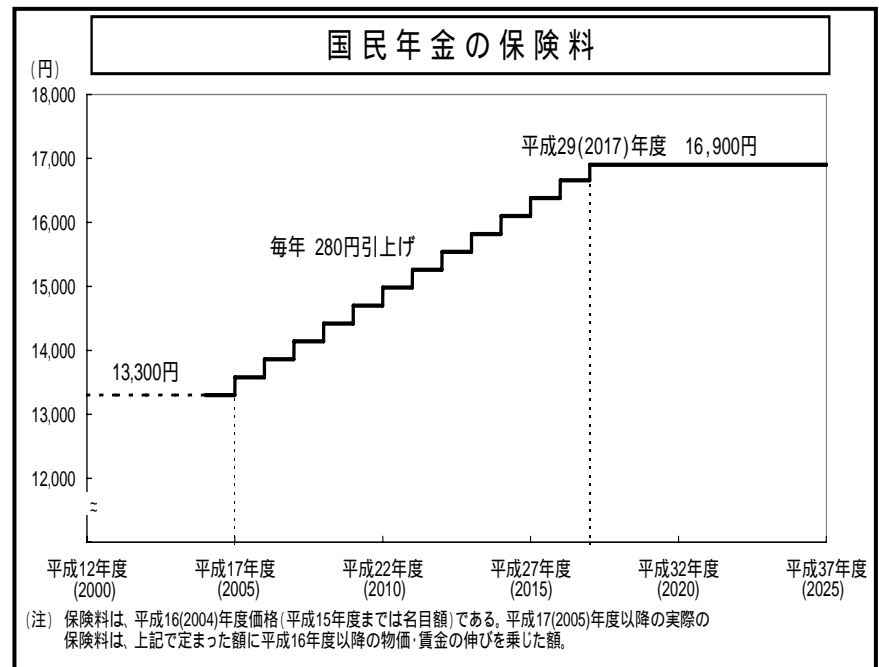
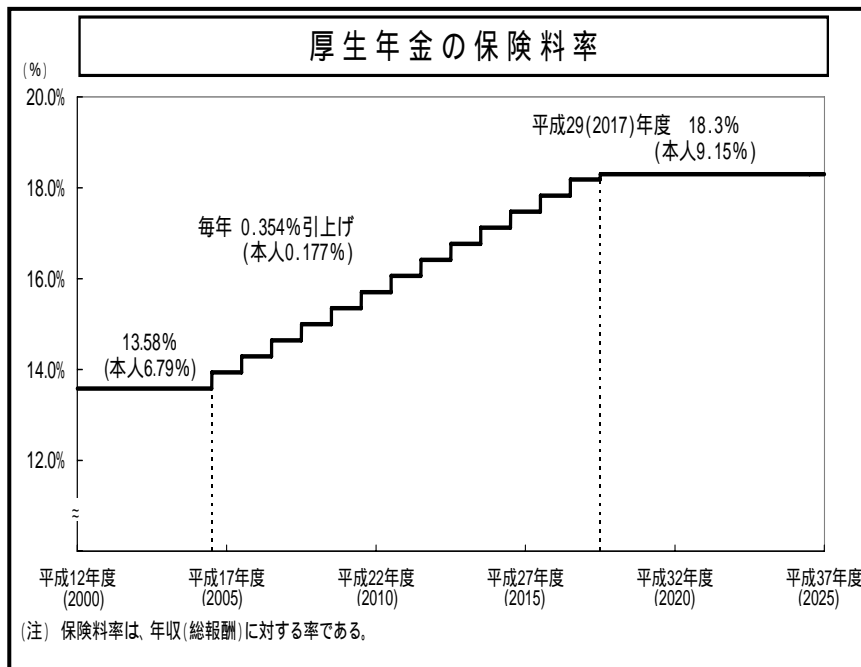
5 平成16年改正で導入された仕組みの概要

(1) 保険料水準固定方式

従来は、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に、必要な最終保険料(率)がどの程度になるかを推計していた。



平成16年改正以降は、最終的な保険料(率)の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準が自動的に調整される仕組みが年金制度に組み込まれた。

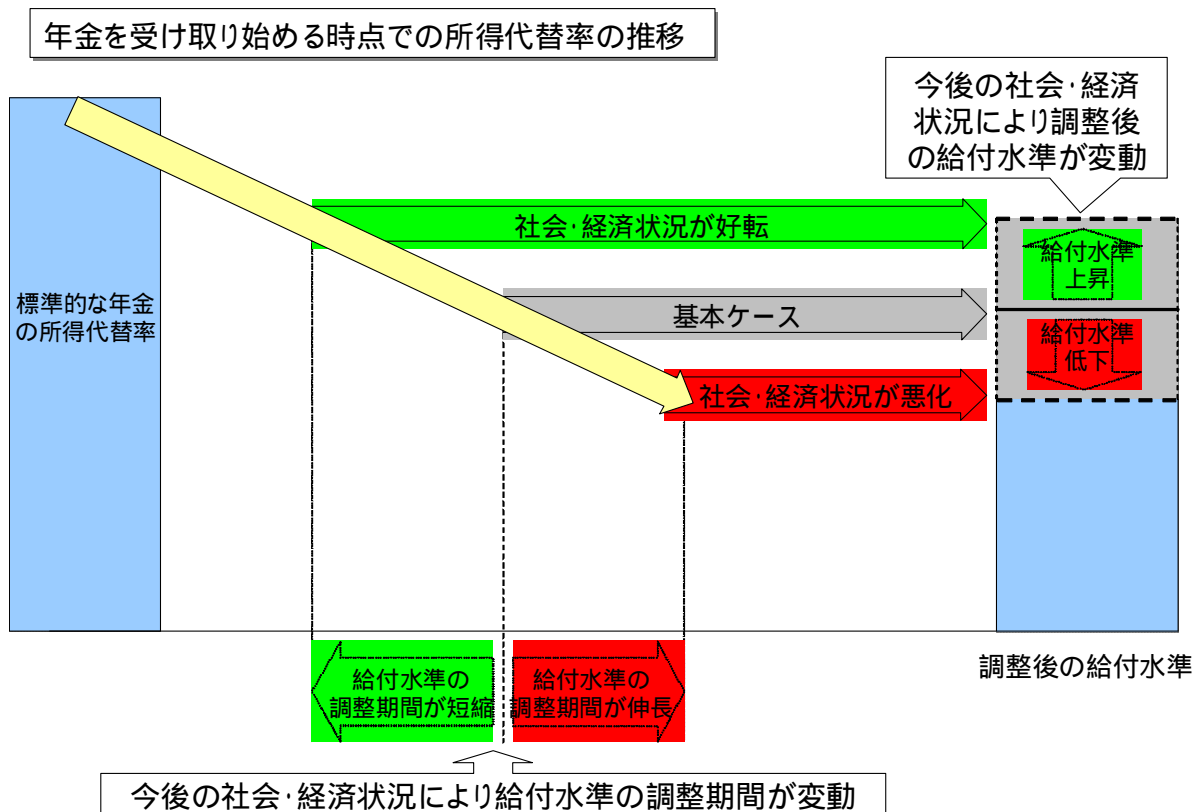


(注) 平成21年2月時点で、厚生年金の保険料率は15.35%、国民年金の保険料月額14,410円(名目額)。

(2) 社会・経済変動に強い年金制度の構築

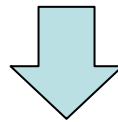
- ・ 保険料水準と国庫負担を固定すると、年金給付はこの固定した財源の範囲で行うこととなるため、今後社会・経済情勢が変化していった場合には、給付水準の調整が必要となる。平成16年改正では年金のスライド率を調整することによって給付水準を調整しつつ、少なくとも5年に一度行う財政検証において将来の財政見通しを作成・検証することにより、給付水準調整の終了時期を決定することとした。
- ・ この仕組みにより、給付水準は自動的に調整されることから、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、社会・経済変動に強い、持続的な制度となっている。

給付水準の自動調整の仕組み



財政検証におけるマクロ経済スライド終了年度の見通しの決定の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間(財政検証を行う年からおおむね100年間)の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準(所得代替率)の見通しが作成される。

したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

平成21年財政検証では、報酬比例部分のスライド調整期間は、基礎年金部分のスライド調整期間よりも短くなるという見通しとなった。

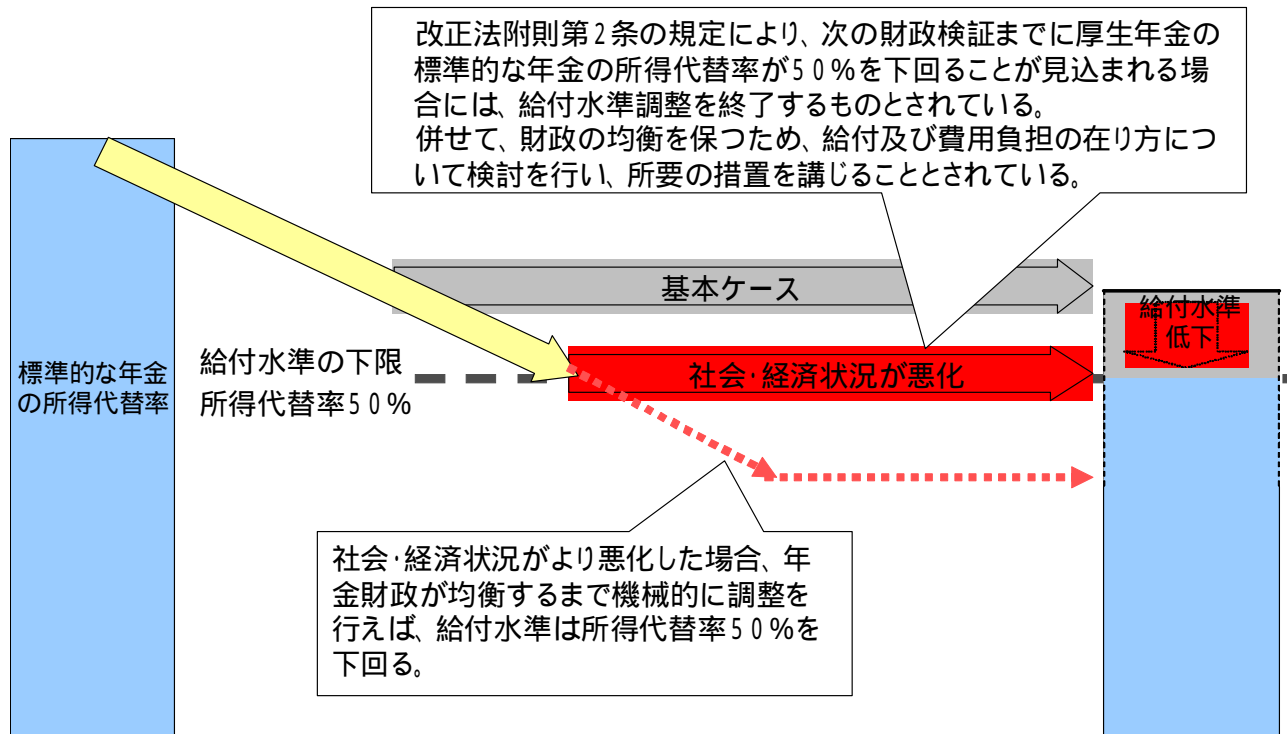
(注)平成21年財政検証においては、財政均衡期間を平成17(2005)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

(3) 給付水準の下限

- ・ 平成16年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題であり、一定の給付水準を確保する必要がある。
- ・ したがって、標準的な年金額の所得代替率の下限を50%と定め、次回の財政検証までにこの下限を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止し、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講じることとしている。

給付水準の自動調整と給付水準の下限について

年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移



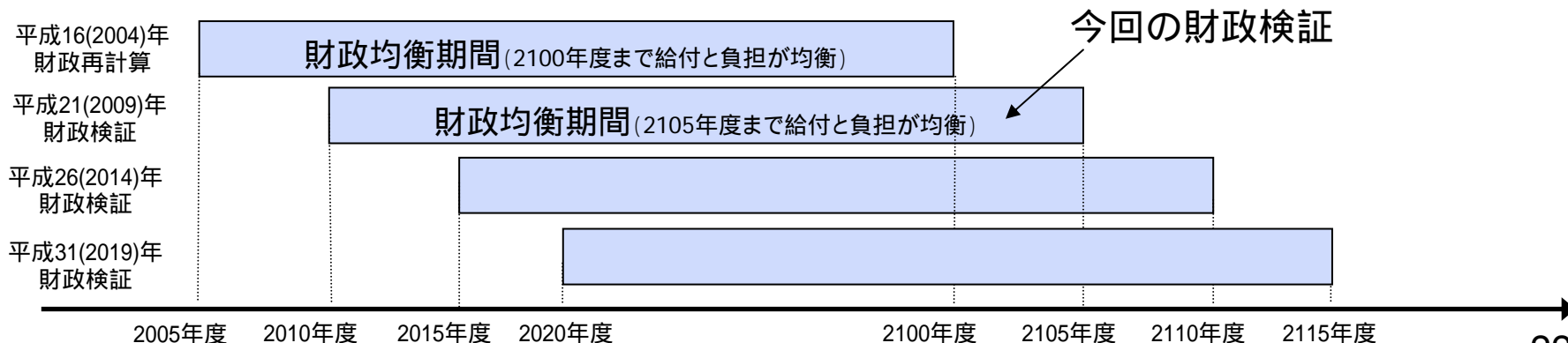
(4) 年金財政の均衡についての考え方

- ・ 平成16年改正以前においては、将来にわたる全ての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式(永久均衡方式)を取っていた。
- ・ しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要があることの是非や、また巨額の積立金を保有することとなることについて、議論があったところ。
- ・ このような状況を受けて、平成16年改正以降は、一定の期間(財政均衡期間)をあらかじめ設定し、その財政均衡期間において年金財政の均衡を図る有限均衡方式により財政運営を行うこととされた。
- ・ 財政均衡期間については、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間とされており、今回の財政検証においては、2105年度までの95年間を財政均衡期間としている。

(有限均衡方式のイメージ)

財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるよう積立金水準の目標を設定。定期的に行う財政検証ごと(例えば5年ごと)に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

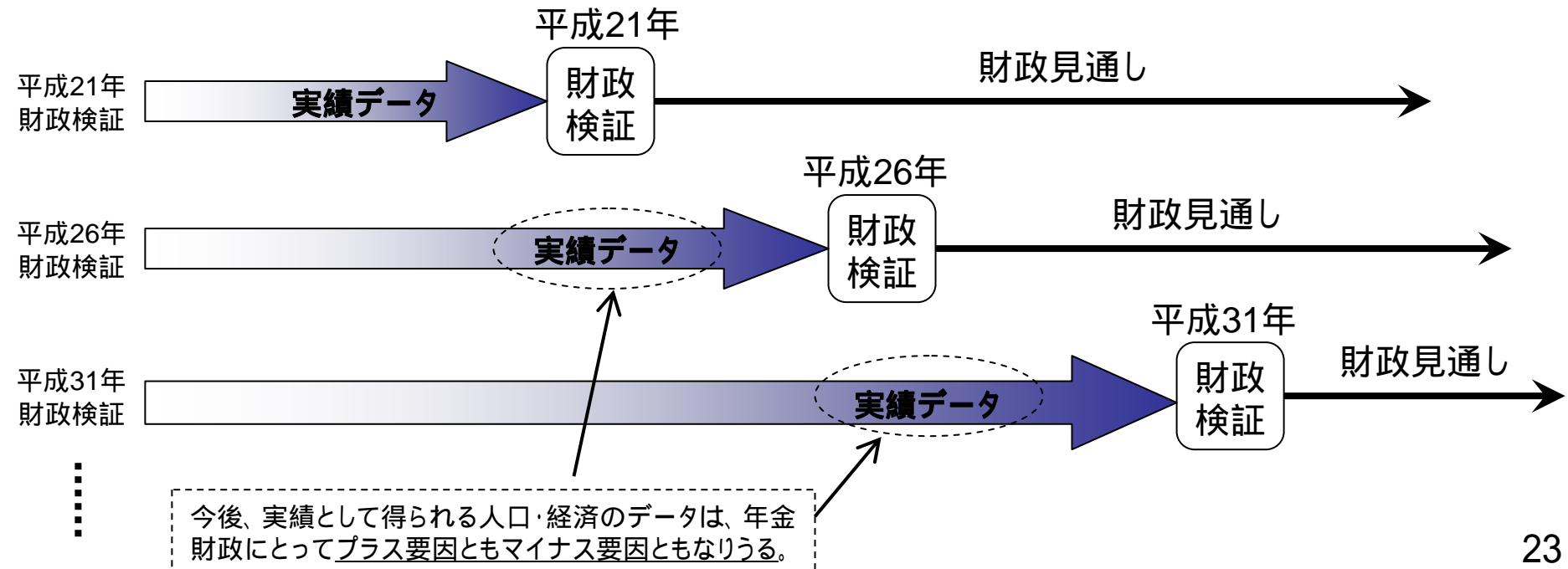
【財政均衡期間の移動(財政均衡期間が95年間の場合)】



財政検証の位置づけ

- 財政検証の結果はその前提に大きく依存するが、それらの前提については、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期的に妥当なものとして設定する必要がある。しかしながら、その結果については、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積され実績との乖離も生じてくる。このために、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うこととされている。
- この意味で、今回の財政検証結果は、人口や経済を含めた将来の状況の予測 (forecast)というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影 (projection)という性格のものであることに留意が必要。

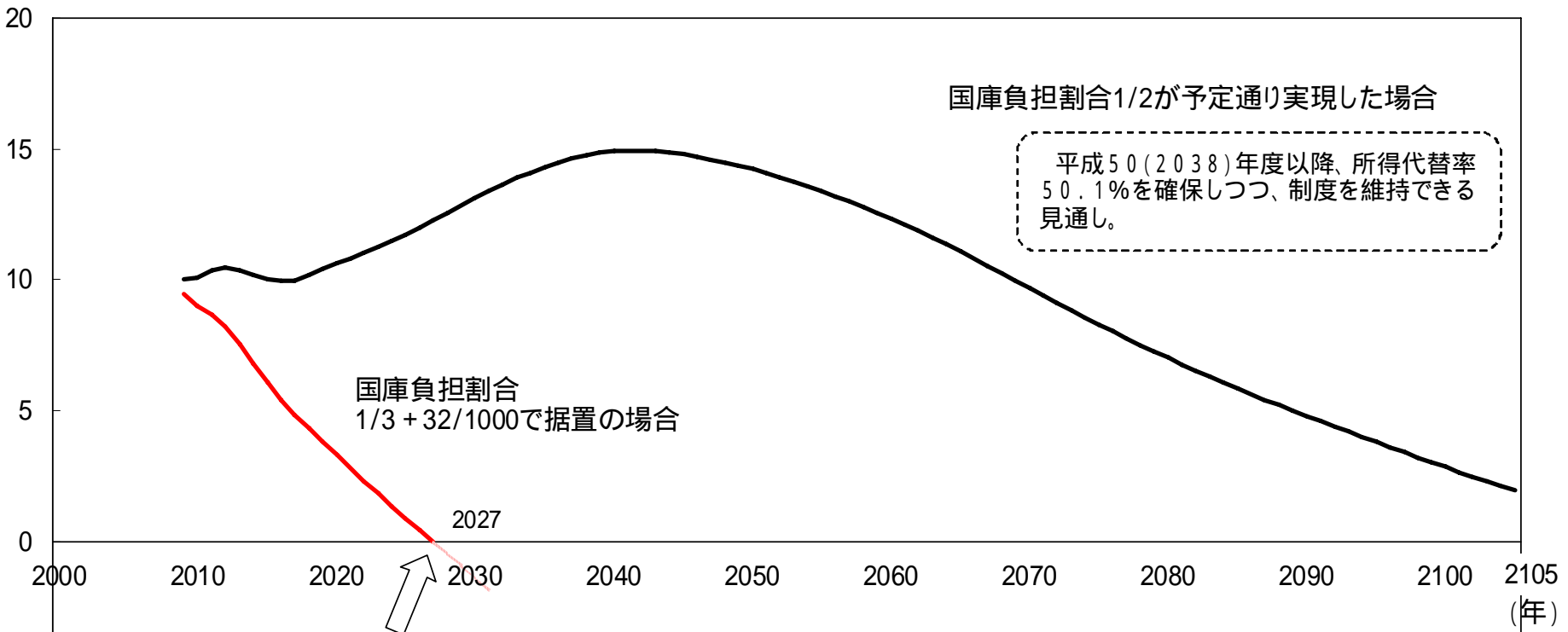
《財政検証のイメージ》



国民年金積立金の見通し

(基礎年金国庫負担割合を据え置いた場合の影響)

(平成21年度価格、兆円)



基礎年金の国庫負担割合を1/3 + 32/1000に据え置いた場合、国民年金の保険料上限を16,900円(平成16年度価格)に固定することは不可能。

保険料上限を固定した場合、マクロ経済スライドを継続しても約20年後には国民年金の積立金は枯渇。

(注)平成21年財政検証の基本ケースに基づく試算。